

消費者契約に関する検討会について

令和元年12月4日
消費者庁

1. 開催趣旨

人口減少や少子高齢化が急速に進行する中で、情報通信技術の進展によりオンライン取引がより普及し、デジタル・プラットフォーム企業が関与するものが増加しているなど、消費者契約をめぐる環境は日々変化しており、これに伴って、現に生じあるいは生じるおそれのある消費者被害も多様化している。

消費者契約法は、消費者契約全般を対象とする包括的な民事ルールであり、社会経済情勢の変化等に対応するため、平成28年及び平成30年に改正が行われた。もっとも、平成30年改正に際して行われた衆議院・参議院の消費者問題に関する特別委員会における附帯決議等では、更なる改正を視野に入れた検討が求められており、これを受けて、令和元年9月には、主に法制的・法技術的な観点から、「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」（以下「研究会」という。）による報告書が取りまとめられたところである。

そこで、研究会報告書を踏まえつつ、実務的な観点からの検討を深化させるため、消費者庁において「消費者契約に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。なお、同時期に「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」も開催されることから、同検討会とも十分に連携しながら検討を行い、令和2年夏頃を目途に結論を得るものとする。

2. 主な検討事項

- (1) 消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用した勧誘（いわゆる「つけ込み型」勧誘）に関する取消権等の規律について
- (2) 「平均的な損害の額」（法第9条第1号）に関する消費者の立証負担を軽減するための規律について
- (3) 契約条項の事前開示及び消費者に対する情報提供に関する規律について
- (4) オンライン取引における利用規約の透明性・公正性の確保その他の消費者保護に関する規律について 等

3. 委員等

- (1) 検討会の委員は、消費者庁長官が委嘱するものとする。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。

4. 事務局

検討会の庶務は、消費者庁消費者制度課において処理する。